

生駒市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議開会の15分前までに所定の受付場所において住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、傍聴人用の席数とし、定員を超える傍聴の申出があったときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴席に入ることのできない)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りでない。

(傍聴券の発行)

第4条 市長は、傍聴席の整理上必要と認めたときは、傍聴券を発行することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 放談その他けん噪にわたり、私語又は談笑し、会議を妨害するような行為をしないこと。

- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等を使用しないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成27年6月22日から施行する。